

真室川町における文化部活動の在り方に関する方針

令和2年3月

真室川町教育委員会

目次

◇真室川町における本方針策定の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	1
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み	3
3 適切な文化部活動の運営	3
4 文化部活動における事故防止について	5
5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	6
6 学校単位で参加する大会等の見直し	7

真室川町における本方針策定の趣旨等

○本方針は、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁策定）（以下、「国のガイドライン」という。）及び「山形県における文化部活動の在り方に関する方針」（令和元年7月県教育委員会）（以下、「県の方針」という。）に則り、中学校段階の文化部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ▶ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ▶ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、活動を強制することがないよう、留意すること。
- ▶ 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ▶ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態の工夫を図ること。

○学校は本方針に則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

○町教育委員会は、本方針に基づく学校の文化部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。なお、フォローアップについては、運動部活動と合わせて行うなど、負担軽減を図るものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」（以下、「学校の方針」という。）を策定する。文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日程等）を作成し、定期的に校長に提出する。

イ 校長は、「学校の方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 町教育委員会は、上記イに関し、学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 町教育委員会は、学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用して学校に配置する。なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒及び保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、定期的に研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、外部指導者からの協力を得るなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 校長は、文化部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会（仮称）を設置し、各文化部活動の取組みの確認や評価を行い、改善に努める。なお、部活動運営委員会（仮称）は、学校の教職員のみならず、保護者、地域の関係者等も組織に加えるなどして、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携及び学校と地域の連携などについて、理解や協力を求めるよう努める。

カ 町教育委員会は、文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員及び外部指導者等）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組みを行う。

キ 町教育委員会及び校長は、教員の文化部活動への関与について、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について（平成31年1月25日付け30文科初第1424号文部科学省初等中等教育局長通知）」及び「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

ク 校長は、各文化部の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。また、各文化部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努めるとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を妨げること等を正しく理解する。あわせて、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた適切な指導を行う。また、専門的知見を有する教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動指導のための各種手引の活用

文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引きを活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な文化部活動の運営

学校の文化部活動の運営については、下記の点に留意し、適切に行うものとする。

休養日	週当たり：平日1日以上 土曜日及び日曜日（以下「週休日」という）1日以上
活動時間	平日2時間程度、週休日等3時間程度
長期休業中の休養日	ある程度長期の休養期間を設ける（連続した休養日の設定）
始業前練習	禁止
保護者会主催の練習会	保護者会が単独で練習会（クラブ活動）を主催することのないよう保護者の理解と協力を得る
部活動と同様の「地域芸術文化関係団体」の活動	部活動の活動時間と併せて上記基準内の活動とする

ア 町教育委員会及び学校は、文化部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準として遵守する。

①学期中の休養日の設定

・休養日は、週当たり2日以上（平日1日以上、週休日1日以上）となるように設定する。

②1日の活動時間

・長くとも、平日では2時間程度、学校の休業日（週休日、休日、長期休業日）では3時間程度とし、分野の特性等を踏まえ、適正に活動を行う。

・上記の活動時間とは、通常の練習の活動時間であり、大会やコンクール、コンテスト、発表会、講師を招聘しての特別練習会、合宿等（以下「大会等」という）や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等については上記活動時間を適用しなくても良いが、大会等を計画する際は、毎週のように大会等に参加するなど、生徒や教員の過度な負担とならないように計画する。

③長期休業中の休養日の設定

・学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定する。

・文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

・ある程度長期の休養期間後に文化部活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を考慮して、急激に再開せずに段階的に活動を始めるなど、配慮する。

④学期中の始業前練習（朝練習）

・始業前練習については禁止とする。

・ただし、校長が、「中文連主催大会、コンクール、コンテスト、発表会、地域の行事・催し等」の前や活動場所の割当等の事情があると認める場合は、実施することができるものとするが、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容を計画するとともに、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。

⑤学校管理下外の生徒の活動について

(a) 関係団体等での活動

校長は、運動部も含めた各部顧問（生徒が部活動に所属していない場合は担任）に対し、個人として自らの技術の向上を目指し、学校外の関係団体等に所属し活動している生徒については、その活動の実態を把握するよう指導する。

(b) 保護者会主催の活動*1

校長は、保護者会が設置されている文化部活動について、その目的が学校部活動の支援・協力にあることを確認し、保護者会が単独で練習会を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。

(c) 文化部活動と同じ内容の学校管理下外の活動*2について

校長は、各文化部顧問に対し、学校管理下外の「地域芸術文化関係団体」の活動が、学校の文

文化部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の文化部活動と地域芸術文化関係団体の活動日・活動時間を合わせても、上記①～④の基準内の活動となるように、地域芸術文化関係団体関係者、保護者の理解と協力を得られるよう指導する。

なお、校長は、地域芸術文化関係団体への部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、関係者、保護者に理解と協力を得る。

イ 町教育委員会は、本方針により設定した休養日及び活動時間等をもとに「学校の方針」の策定に関し、必要に応じて支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、「学校の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 町教育委員会は、学校の実態を踏まえ、休養日及び活動時間等の設定に関して以下の運用を認める。

- ・定期試験前後の一定期間等に、各部共通の部活動休養日を設定することができる。
- ・校長が中文連主催大会、コンクール、コンテスト、発表会などに向けた2週間を特別強化期間^{*3}と設定することができる。ただし、この場合も3ア①における休養日を設定する。

4 文化部活動における事故防止について

文化部活動には、激しい運動を伴う活動や野外活動、ボランティア活動なども含まれ、活動内容が多岐に渡っている。活動内容によっては、事故防止について十分配慮する必要がある。また、生徒の体調の急変等に対応しなくてはならない場合が考えられるので留意して活動する。

(1) 活動前における配慮事項

ア 連絡体制の整備と健康状態の把握

・校長は、学校の管理下において事故が発生した場合に備え、学校の危機管理マニュアル（部活動中の事故を含む）を確立し、平素から文化部顧問・生徒・学校とともに共通理解が図られるようにする。

・校長は、各文化部顧問に対し、生徒の既往症（心臓疾患やアレルギーの有無等）を事前に把握し、万一の際の対処法を養護教諭、生徒本人及び保護者と確認しておくよう指導する。

・文化部活動の指導者は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。

イ 安全点検（施設・設備・備品・用具・AED設置場所確認）

・校長は、各文化部顧問に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検について、日常的に行うよう指導する。

・校長は、各文化部顧問に対し、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、AEDの使用方法については、各文化部顧問を積極的に研修会に参加させたり、講師を招聘しての校

内研修会を開催したりするなどして、各文化部顧問が確実に使用できるように努める。

(2) 活動中における配慮すべき事項

ア 体調の確認と円滑なコミュニケーション

・文化部活動の指導者は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らすぐに申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておく。

イ 生徒自身の管理

・文化部活動の指導者は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。

(3) 天候等を考慮した指導について

校長は、各文化部顧問に対し、活動時の気象情報には十分留意させ、下記の点について指導する。

・高温・多湿時において、文化部活動等が予定されている場合については、活動の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。なお、日程調整の関係等でやむを得ず開催する場合には、WBGT等により環境温度の測定を行い、WBGT 31℃以上を指している間は原則として活動中止、WBGT 28℃以上の場合、参加する生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、児童生徒の健康管理を徹底することとし、活動中に熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、迅速に対応する。

・雨天時等にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。

・雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、生徒の文化部活動へのニーズが、友達と楽しめること、適度な頻度で行えることなど多様化している状況を踏まえ、性別や障がいの有無に関わらず、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られる体制を地域と共に考える。

イ 町教育委員会は、県教育委員会及び山形県中学校文化連盟と連携し、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の文化部を設けることができない場合には、生徒の部活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の体制づくりを検討する。

(2) 地域との連携等

ア 町教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や公民館などの社会教育施設、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携及び民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での部活動を検討するなど、生徒の芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 町教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

ウ 町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、芸術文化等の活動の充実を支援するパートナーという考え方の下、こうした取組みを推進することについて、地域・保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 町教育委員会は、県教育委員会及び山形県中学校文化連盟と連携し、学校の文化部が参加する大会や地域からの要請により参加する地域の行事催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事・催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう大会等や地域の行事・催し等の見直しに向けた検討を主催者及び各関係団体に要請する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事・催し等を制限する。

-
- *1 保護者会主催の活動とは、単一学校の単一の文化部活動の部員のみで構成し、当該学校の部活動に引き続き活動したり、文化部活動が休養日の時に活動したりすることをいう。
 - *2 文化部活動の顧問、部活動指導員や外部指導者が指導者となっており、構成メンバーが学校の部活動の部員とほぼ変わらないメンバーで、学校の部活動に引き続き行われたり、部活動が休養日の時に活動したりする 地域芸術文化関係団体の活動を指す。
 - *3 中文連主催大会、コンクール、コンテスト、発表会などの前に、学校独自の休養日・活動時間を設定して活動する一定の期間のこと。